

中華人民共和国による人権侵害問題について日本政府に必要な措置を
講ずることを求める意見書

中華人民共和国（以下「中国」という。）政府によるウイグル人への弾圧について、アメリカ合衆国（以下「米国」という。）国務省は 2020 年版の年次国別人権報告書でジェノサイド（民族大量虐殺）との認識を示し、人道に対する犯罪と中国政府を非難している。

また、米国連邦議会の中国問題に関する同年の年次報告書によると、新疆ウイグル自治区では 2017 年頃から弾圧が強まり、強制的に施設に収容され、拷問や強制労働を受けていると指摘している。

中国政府による深刻な人権侵害は、ウイグル人に対するものにとどまらず、チベットや内モンゴル、香港の人々に対しても行われており、文化を破壊する行為を含め、ジェノサイド条約（集団殺害罪の防止及び処罰に関する条約）に違反する行為と深刻に懸念するところである。国際連合人権理事会においても、我が国をはじめとして米国、欧州各国など 40 を超える国々が、中国・新疆ウイグル自治区に人権状況について共同声明を発表している。

先進 7 カ国首脳会議でも、国際的なサプライチェーン（供給網）における強制労働の根絶への連携の強化や、中国に対し新疆ウイグル自治区や香港における人権、基本的自由の尊重等を求めることを表明するなど、中国政府による深刻な人権侵害に対する懸念が各国に共有されている。

よって国会及び政府におかれては、国際人権規約に基づき基本的人権の尊重を掲げる国として、国際法と国際連合憲章を遵守する確固たる見地から、人権を尊重する国際社会と協調して、中国政府に対し説明責任を果たすよう、必要な措置を講ずることを求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

令和 3 年 1 2 月 日

衆議院議長 様
参議院議長 様
内閣総理大臣 様
外務大臣 様
内閣官房長官 様

浦安市議会議長 宝 新